

◆地球温暖化防止コミュニケーター 登録者規約

2015年10月16日 施行

2017年05月17日 改定

2020年03月30日 改定

第1条 目的

- 1 地球温暖化防止コミュニケーター（以下、「コミュニケーター」という。）は、環境省が実施する「地球温暖化防止コミュニケーター事業」（以下、「本事業」という。）において、地球温暖化によって社会に生ずる悪影響を国民がリアリティを持って感じ、理解したことをベースに、対策に関しても関心を持って行動することができることを目指し、人から人への直接伝達の間を通じ、IPCC 第5次評価報告書（以下、「AR5」という。）等の最新の科学的知見に基づいた、信頼性の高い地球温暖化に関する情報や国際動向、「COOL CHOICE」、地球温暖化対策法推進等の国内の動きに関する情報を提供する活動を行います。
また、以上の活動の中で、我が国の2030年度の温室効果ガス削減目標達成のため、脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策への理解醸成とともに地球温暖化対策計画等の周知を行い、地球温暖化対策に対し積極的な国内世論と具体的な行動の機運を形成することを目的とします。
- 2 「地球温暖化防止コミュニケーター 登録者規約」（以下、「本規約」という。）は、コミュニケーターの活動内容に関して必要な事項を定めたものです。

第2条 登録資格

- 1 コミュニケーターの登録には、「18歳以上」で、「地球温暖化に対し高い関心を持っている事」以外特別な資格、条件はありません。ただし、次の各号の素養を備えていることにより、より円滑なコミュニケーター活動が可能となることから、コミュニケーターは現在これらの条件を備えていない場合も、自己学習により、これらの要件を満たすべく努力するものとします。
 - (1) 地球温暖化に関する基礎知識のある者、または本事業の「コミュニケーター学習用教材」による自主学习等を通じ、地球温暖化に対する一定の知識を習得し、かつウェブのテストを受講し、合格した者
 - (2) 日頃から多くの人々に接触し、情報を伝達する場を持つ者、または今後自ら行動し、伝達する場を持つ意思のある者
 - (3) コミュニケーターの養成セミナーを通じ、本事業で作成したツールに採用されている地球温暖化に関する知見への理解と、ツールの使い方を習得した者
 - (4) インターネット及びパソコン操作に関する一般的な知識を有する者
- 2 ご登録いただいた個人情報の保護に関しては、「COOL CHOICE」ウェブサイトのプライバシーポリシーに準じます。詳しくは、こちらをご覧ください。
<http://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/privacy.html>

第3条 活動内容

- 1 それぞれのコミュニケーターが有する情報を伝達する場で、本事業にて作成されたツールを使用し、地球温暖化についての情報の発信を行います。

なお、ツールはコミュニケーター専用サイト（以下、「専用サイト」）という。）にログイン後、ダウンロードすることができます。

- 2 本事業の発展に資する意見の提出をお願いする場合があります。

第4条 活動上の注意事項

- 1 コミュニケーターはその活動において、AR5、パリ協定、「COOL CHOICE」及び地球温暖化対策計画等の最新の地球温暖化の情報を正しく伝えることに留意してください。
- 2 情報の発信においては、本事業にて作成されたツールを活用することを基本とします。ただし、情報を補足するために、各種資料を利用することは妨げません。ツールの使用に際しては、「地球温暖化防止コミュニケーター ツール使用規約」を遵守してください。
- 3 環境省、または事務局から提供される最新の情報を確認した上で発信してください。
- 4 コミュニケーターは、本事業で作成した「コミュニケーター学習用教材」の内容を充分理解し、前項の留意点への対応に努めてください。

第5条 コミュニケーターの特典

- 1 コミュニケーターに本登録した方には登録証書、徽章の授与及び専用の ID、パスワードが発行され、コミュニケーター専用サイトにアクセスすることが可能となります。
- 2 コミュニケーターは、その活動の際に、別に定められた「地球温暖化防止コミュニケーター・ロゴマーク」（以下、「ロゴマーク」という。）を使用することができます。ロゴマークの使用に際しては、「地球温暖化防止コミュニケーター・ロゴマーク使用規約」を遵守してください。
- 3 コミュニケーターは専用サイトにおいて、一般向けプログラムや小学生向けプログラム等の各種ツールのダウンロード、及び情報交換のための掲示板の利用が可能です。

第6条 活動期間及び登録の更新

- 1 本事業におけるコミュニケーターの活動は、当該年度の3月31日までと定めます。
- 2 本活動期間は予告なく延長される場合があります。その場合、コミュニケーターの登録も自動的に更新されません。活動期間の変更は本規約の更新によって定められます。
ただし、2021年度末を最終年度とします。
- 3 コミュニケーターは、専用サイトにおいて年度更新テストを受講し、常に最新の地球温暖化に関する知識を有するよう努めてください。
- 4 メールアドレス等、登録内容に変更があった場合は、速やかにご自身で修正してください。

第7条 登録の解除

コミュニケーターは、環境省に届け出ることにより、登録を解除することができます。ただし、登録解除後も環境省はコミュニケーター登録中の活動報告等に関する情報を保有し、本事業に利用することができるものとします。

第8条 指導等

環境省はコミュニケーターが次のいずれかに該当する場合、その理由を伺った上で、是正をお願いすることがあり

ます。

- (1) 本規約に違反した、またはその疑いがあると認められた場合
- (2) ロゴマークやツールの使用規約に違反した、またはその疑いがあると認められた場合
- (3) その他、コミュニケーターの活動の趣旨に反する行為を行った、またはその疑いがあると認められた場合

第9条 登録の取消し

環境省は、コミュニケーターが次のいずれかに該当する場合、その登録を取り消すことがあります。

- (1) 活動の主旨に明らかに反するような行為が認められ、環境省からの是正指示に従わない場合
- (2) ロゴマークやツールの使用規約に違反し、環境省からの是正指示に従わない場合
- (3) 法令や公序良俗に反する行為が認められた場合
- (4) 活動の強制、または疑わしい行動等で利益誘導を行ったと認められた場合
- (5) 特定の主義、主張のために、コミュニケーターの名称や本事業で作成されたツールを使用したと認められた場合
- (6) その他、本事業の信用を傷つける行為を行ったと認められる時

第10条 改定

本規約は、環境省により、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合があります。改定は、本規約の施行日時の変更にてご確認ください。

以上